

健康保険 高齢受給者 基準収入額適用 申請書 (新規判定用) 記入の手引き

医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者であるとして「3割」となっている方であっても、該当期間の収入が基準額未満であると認定された場合、一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

※認定条件や該当期間等については、次ページに記載しておりますのでご確認ください。

申請書は1枚です。
漏れなく正確にご記入ください。

被保険者ご自身が記入してください。

提出期限にご注意ください。

この申請は、健康保険高齢受給者証(3割)の交付日より14日以内に行うことが必要です。14日を超えて申請された場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、申請があった月の翌月から適用となりますのでご注意ください。

添付書類(※1)をご用意ください。

	マイナンバーを利用した 情報照会を希望する場合	マイナンバーを利用した 情報照会を希望しない場合
給与・賞与等、または 公的年金収入がある方	不要(※2)	●市区町村の発行する(非)課税証明書、 所得(課税)証明書のいずれか
その他の収入がある方	<p>●確定申告書のコピー (青色申告の場合は「青色申告決算書」、白色申告の場合は「収支内訳書」等、収入の内訳が確認できる書類が必要)</p>	

※ご提出いただく収入証明書類の対象年については、3ページの「該当期間について」をご覧ください。

※被扶養者(旧被扶養者)も併せて申請する場合は、申請するすべての方の証明書が必要です。

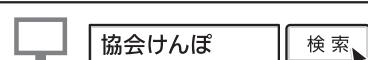
※1)協会けんぽの処分決定後は、ご提出いただいた書類の返却はできません。

※2)マイナンバーを利用した情報照会を希望する場合でも、協会けんぽがマイナンバーを未収録である場合や、照会の結果、情報を取得できない場合は、添付書類の提出が必要になる場合があります。

次ページに制度説明があります。→

ご提出・お問い合わせ先

申請書のご記入後は、協会けんぽ都道府県支部に郵便でご提出ください。
※各支部の所在地・電話番号などは、協会けんぽホームページをご覧ください。



健康保険高齢受給者基準収入額適用申請の概要

高齢受給者証について

70歳から74歳の方は、健康保険の高齢受給者となり、その収入によって医療機関の窓口でお支払いいただく一部負担金の割合が異なります。そのため、一部負担金の割合を窓口で確認できるように、高齢受給者証を1人1枚ずつ交付しております。

70歳の誕生日を迎えた日の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)から医療機関で受診するときに資格確認書等とともに高齢受給者証の提示が必要になります。(マイナ保険証を利用された場合は、提示が不要となります。)

該当者が70歳以上の被保険者の場合	標準報酬月額が28万円未満		標準報酬月額が28万円以上	
	2割負担		3割負担	
該当者が70歳以上の被扶養者の場合	被保険者が70歳未満		被保険者が70歳以上	
	被保険者の標準報酬月額が28万円未満		被保険者の標準報酬月額が28万円以上	
	2割負担	2割負担	2割負担	3割負担

申請の対象者について

- 70歳以上の被保険者であって、3割の高齢受給者証を所持している方のうち、該当期間の収入が下記の基準収入額に満たない方

基準収入額について

- 70歳以上の被扶養者を有する場合 : 520万円未満
- 70歳以上の被扶養者を有しない場合 : 383万円未満
(被保険者の収入が383万円以上の方のうち、旧被扶養者(※)を有する場合 : 520万円未満)

(※)旧被扶養者とは、後期高齢者医療制度の被保険者になったことにより、被扶養者でなくなった方をいいます。

⇒被扶養者でなくなった後、5年を経過する月までの間に限ります。

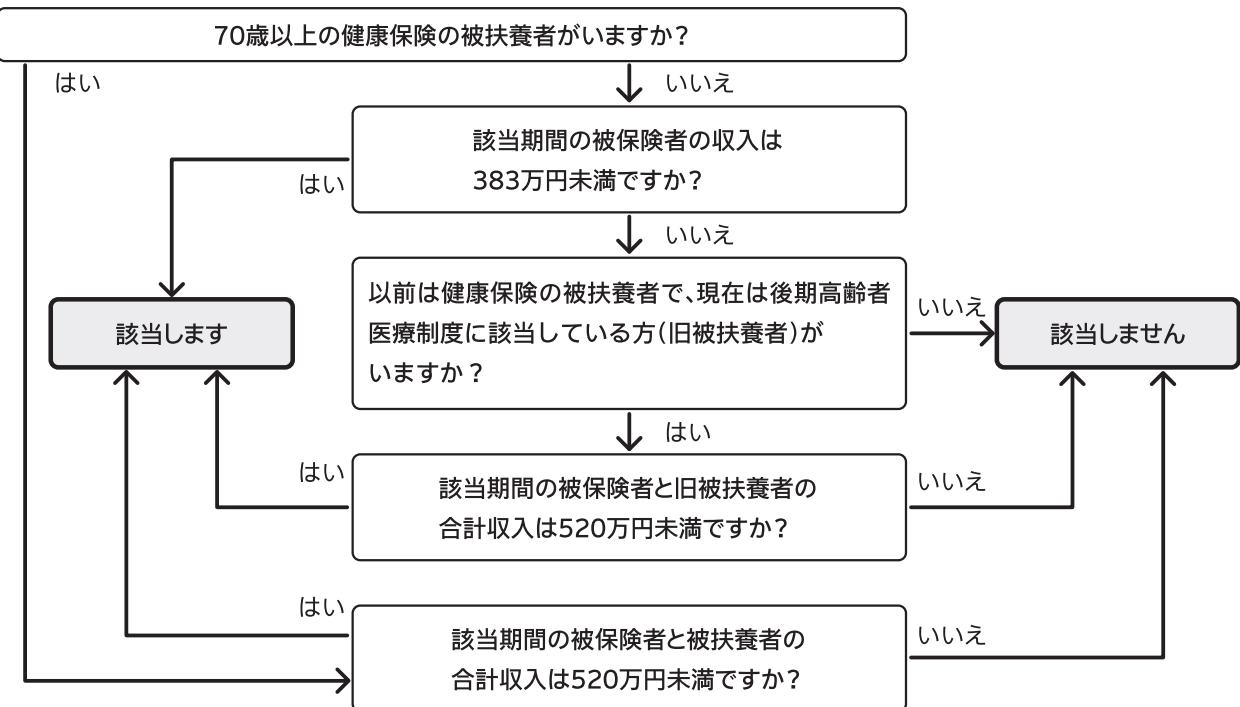
⇒65歳～74歳の方であって、後期高齢者医療制度の障害認定を受けたことにより被扶養者でなくなった方も含みます。

注意事項

- 収入申告欄には、前年(1月から8月に医療機関を受診するときは前々年)の収入額をすべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入(障害または遺族に係る年金・恩給等、戦没者の遺族に対する特別弔慰金、児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金など)は除きます。
- 市区町村民税を課されているかいないかにかかわらず、70歳以上の被保険者および被扶養者それぞれの収入額を給与・公的年金・その他の収入に分けてご記入ください。
- 虚偽の申告を行い、負担区分が現役並み所得者(3割負担)から一般(2割負担)となった場合には、刑法上の詐欺罪に該当するとともに、不正行為による受給として保険者が給付額の一部を徴収することがあります。

認定条件について

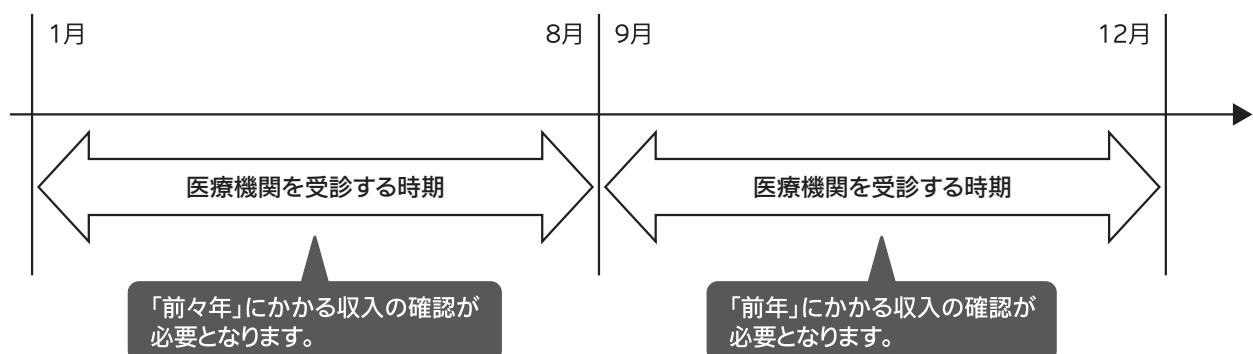
下記フローをご確認の上、該当する場合は、「健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書」をご提出ください。



収入とは：該当する年のすべての収入額が対象になります。ただし、退職金および公租公課の対象とならない収入（障害・遺族にかかる年金・恩給など）は除きます。

該当期間について

申請の基準となる収入は下記のとおりです。



次ページに記入例があります。 ➔

